

## 欧州の基準・認証制度の動向（2017年9月/10月）

### ● ..... トピックス一覧 ..... ●

1. 食料品・飼料
2. エコラベル
3. 電気／電子機器
4. 自動車／運輸部門
5. 製品安全
6. 合同関税品目分類表（CN）
7. その他の標準化
8. 貿易問題



### 1. 食料品・飼料

(1) 緊急警報通知（RASFF Portal）：日本食品に対する通知

食品・飼料緊急警告システム（RASFF）は、EU 域内で市販される安全性にリスクがある食品に関する情報を欧州諸国が迅速に通知・交換するために欧州委員会が設置したポータルサイトである。

2017年9月、アイスランドは、日本産の卵を含有するマヨネーズの不法輸入と無認可による市場投入を通知し、同製品を流通させなかった。

表1：日本製品の輸入に対する RASFF 通知

製品／通知	物質／危険性	通知国	措置	参照
卵と卵製品	日本産の卵を含有するマヨネーズの、デンマークを経由した不法輸入と無認可の市場への投入	アイスランド	通知国により非流通	<a href="#">RASFF 通知</a>

## (2) 食料品における農薬の使用

欧州委員会は、動物又は植物由来の食料品で許容される特定農薬の最大残留基準値（MRL）の見直しを行った。対象の農薬は、以下の通り。

バチルス・アミロリケファシエンス FZB24株（*Bacillus amyloliquefaciens* strain FZB24）、バチルス・アミロリケファシエンス MBI 600株（*Bacillus amyloliquefaciens* strain MBI 600）、粘土状炭（clayed charcoal）、ジクロロプロップ-P（dichlorprop-P）、エテホン（ethephon）、エトリジアゾール（etridiazole）、フロニカミド（flonicamid）、フルアジホップ P（fluazifop-P）、過酸化水素（hydrogen peroxide）、メタアルデヒド（metaldehyde）、ペンコナゾール（penconazole）、スピネトラム（spinetoram）、タウフルバリネート（tau-fluvalinate）、イラクサ属（*Urtica* spp.）。

参照：EU 官報 [L 253/1](#)

## (3) 動物由来食品における薬理的有効成分の最大基準値

欧州委員会は、動物由来食品における特定の薬理的有効成分（薬剤）の最大残留基準値（MRL）<sup>1</sup>を明確にした。

対象となった2物質は、ブロメライン（止瀉薬）とアラレリン（生殖系に作用する薬剤）である。欧州医薬品庁（EMA）が実施した安全性評価に基づき、欧州委員会は以下の通り決定した。

- ヒトの健康を保護するために、ブタ各種でブロメラインの MRL を設定する必要はない。

参照：EU 官報 [L 237/67](#)

- ヒトの健康を保護するために、あらゆる食糧生産動物種でアラレリンの MRL を設定する必要はない。

参照：EU 官報 [L 237/69](#)

表 2: 薬理的有効成分の MRL とその適用

薬理的有効成分	動物種	MRL	標的組織	追加規定	薬効分類
ブロメライン	ブタ	MRL 不要	非適用	なし	止瀉薬
アラレリン	全食糧生産種	MRL 不要	非適用	なし	生殖系に作用する薬剤

<sup>1</sup> 最大残留基準値（MRL）は、食品において許容される残留農薬の最大濃度を意味する。

## 2. エコラベル

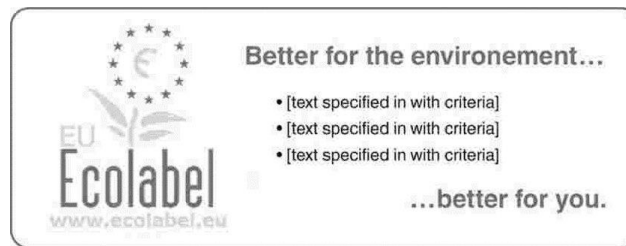
### (1) EUエコラベルのデザイン変更

EU エコラベルは、原料の採取から生産、使用、廃棄までのライフサイクルを通じて、環境への影響を低減した製品とサービスに認められる任意のラベルである。



欧州委員会は、EU エコラベルのデザインを改訂する新規則を採択した。新規則によると、EUエコラベルのロゴは次のようになる。

事業者は次のテキストボックスを代わりに使用してもよい。



EUエコラベルの登録番号も製品に表示され、次の形式をとらなければならない。

EU Ecolabel: xxxx/yyyy/zzzzz

参照：EU 官報 [L 275/9](#)

### (2) 加工紙製品（converted paper product）に関する EU エコラベルの認定基準

欧州委員会は、「加工紙製品」（converted paper product）を EU エコラベル認定するための生態学的基準の有効性を2020年12月31日まで延長することにした。

加工紙製品には、以下の種類の製品が含まれる。

- 紙、板紙または紙ベースの基材の重量が少なくとも90%の封筒及び紙製の袋。
- 金属製留め具のサブカテゴリーを有する吊り下げファイルとフォルダを除き、紙、板紙または紙ベースの基材の重量が少なくとも70%の事務用紙製品。

当該製品を EU エコラベル認定するための生態学的基準には、持続可能な森林管理、リサイクル性、排出レベル、使用適性に関する側面が含まれる。

参照：EU 官報 [L 230/28](#)

### 3. 電気／電子機器

#### (1) 陳列照明用途でのセレン化カドミウムの使用

安全性の観点から、指令2011/65/EU は、市場に投入される電気・電子機器におけるカドミウムの使用を禁止している。但し、欧州委員会は、代替技術と比較した際のエネルギー効率及び色性能の利点を理由に、2年間のみ陳列照明用途でのセレン化カドミウムの使用を(禁止規定を適用せず)免除することとした。

参照：EU 官報 [L 281/29](#)

### 4. 自動車／運輸部門

#### (1) WLTP が施行

乗用車等の国際的に調和された新たな排出ガス・燃費試験（WLTP）が2017年9月1日に施行された。その前身である「新欧州ドライビングサイクル」（NEDC）と比較して、WLTP は CO<sub>2</sub>と大気汚染物質の排出量を実際の運転状況を踏まえてより厳格に測定するラボラトリー試験である。例えば、NEDC よりも高速でダイナミックかつ実際にみられるような加速・減速度をはじめとして、より厳格な車両の環境設定や測定条件が組み込まれている。

ポータブル排出計測システム（PEMS）を介して実際の運転環境下（路上）での排ガスを測定するように設計された実路走行排気（RDE）試験も2017年9月1日に施行された。RDE は、WLTP を補完し、ラボラトリー試験だけでなく、実走行条件でも排出基準が満たされるようにすることを目的としている。しかし、現在のところ RDE は、NO<sub>x</sub> 排出量の測定のみに適用される。

WLTP は段階的に導入されるため、NEDC 値と WLTP 値の両方が使用される2年間の移行期間が存在する。しかし、これは消費者の間で混乱を招く可能性がある（より厳しい試験条件のため、WLTP は NEDC よりも高い排出値を生み出す可能性が高い）。こうした混乱を避けるために、欧州委員会は WLTP に基づき試験された新しい乗用車の燃料消費量と CO<sub>2</sub>排出量について、自動車メーカーがどのように消費者に知らせるべきかに関する勧告を2017年5月に採択した。

参照：欧州委員会の[プレスリリース](#)（2017年9月4日）、EU 官報 [L 142/100](#)（2017年6月2日）

## (2) ハイブリッド車とフル電気自動車向けの車両接近通報装置（AVAS）に関する新たな要件

規則（EU）No 540/2014は、脆弱な道路ユーザーに対する警告を目的に、ハイブリッド車とフル電気自動車向けの車両接近通報装置（AVAS）に関する型式認証要件を定めている。

欧州委員会は、国連欧州経済委員会（UNECE）で合意された国際規定に適合させるため、これらの要件を修正することにした。今回の修正点の目的は、放射音の種類と音量及び音の発生方法に関して、AVAS 要件の精度を向上させることである。

参照：EU 官報 [L 239/3](#)

## 5. 製品安全

### (1) 個人用保護具に関する最新の整合規格リスト

欧州委員会は、個人用保護具に関する最新の整合規格リストを公表した。

参照：欧州委員会の[ウェブページ](#)、欧州委員会の[コミュニケーション](#)（2017年10月13日）と [正誤表](#)（2017年10月26日）

## 6. 合同関税品目分類表（CN）

合同関税品目分類表（CN）は、EU に輸入される商品を分類する上で使用される。EU の税関に申告する際、輸入商品は CN コードを表示しなければならない。

欧州委員会は、合同関税品目分類表規則（EU 理事会規則（EEC）No 2658/87）を毎年更新している。同更新は、世界関税機構（WCO）または世界貿易機関（WTO）の枠組みのいずれかで、国際レベルで合意された変更点を考慮に入れている。最新の更新は、2017年10月31日に EU 官報に掲載された。

関税は合同関税品目分類表規則の第2部に記載され、以下の部にグループ分けされている。

- 第1部：生きている動物及び動物性生産品
- 第2部：野菜性生産品
- 第3部：動物性または植物性の油脂及びそれらの分解生産物。調製食用脂、動物性または植物性の蠟

- 第4類：調製食料品、飲料、スピリッツ類、酢、タバコ及び製造タバコ代用品
- 第5類：鉱物性生産品
- 第6部：化学工業または類似の工業生産品
- 第7部：プラスチック及びその製品。ゴム及びその製品
- 第8部：生皮と皮、革、毛皮及びその製品、馬具とハーネス、旅行用品、ハンドバッグ及び類似の容器、動物の腸製品（カイコの腸を除く）
- 第9部：木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品、わら・エスパルト・その他の組物材料の製造、籠細工物及び枝条細工物
- 第10部：木材パルプまたは繊維素繊維を原料とする他のパルプ、回収された紙または紙板（廃棄物及びスクラップ）、紙と紙板及びその製品
- 第11部：紡織用繊維及びその製品
- 第12部：履物、帽子、傘、日傘、杖、シートステッキ、鞭、乗馬鞭及びそれらの部品、調製羽毛及びそれを用いて製造した製品、造花、人髪製品
- 第13部：石、プラスター、セメント、石綿、雲母または類似の材料の製品、陶磁製品、ガラス及びその製品
- 第14部：自然または養殖の真珠、貴石または半貴石、貴金属、貴金属を張ったクラッド材及びその製品、模造宝石、硬貨
- 第15部：卑金属及びその製品
- 第16部：機械類、電気機器及びその部品、録音機及び音声再生機、テレビ映像と音声の録音機と再生機及びその部品とその附属品
- 第17部：車両、航空機、船舶及び関連輸送機器
- 第18部：光学機器、写真用機器、映像用機器、測定機器、精密機器、医療または手術用機器、置時計及び腕時計、楽器及びそれらの部品と附属品
- 第19部：武器と銃砲弾及びそれらの部品と附属品
- 第20部：雑品
- 第21部：美術品、収集品、骨董品

参照：EU 官報 [L 282/1](#)、欧州委員会の [ウェブページ](#)

## 7. その他の標準化

### (1) 欧州委員会が産業の整合規格掲載を改善するための行動計画を開始

欧州標準化制度が適切に機能するためには、新しい整合規格が適時に EU 官報に掲載されることが重要である。しかし、「非引用整合規格」（つまり、EU 官報に掲載されていない整合規格）の数が近年増加している。

この問題の解決のため、欧州委員会と欧州標準化機関（ESO）は「非引用整合規格」の数を減らすための行動計画を作成した。より正確には、同行動計画は、標準化制度が最大限の可能性を発揮するために、整合規格が適時に EU 官報に掲載されるようにすることを目的としている。

参照：欧州委員会の[プレスリリース](#)と[行動計画](#)（2017年10月9日）

## 8. 貿易問題

### (1) 欧州委員会が貿易政策措置に関する新パッケージを発表

欧州委員会は、EU の貿易政策強化措置に関する新たなパッケージを発表した。欧州委員会は、国際的に自由貿易を促す必要性を強く確信しながら、第三国との貿易・投資関係の相互主義を確保することを意図している。また、市民や市民団体からの批判を避けるため、EU 貿易協定の交渉をより透明かつ包括的にすることを計画している。

より具体的に、同パッケージには以下の貿易・投資政策措置が盛り込まれている。

- EU に対する外国の直接投資を精査し、特に政治的理由で当該投資が外国政府からの補助を受けている場合、欧州の競争力かつ／または安全保障に害を及ぼす可能性のある投資を阻止するための新たな枠組みを確立（文書に明記されているわけではないが、この提案の主要なターゲットは中国による欧州主要技術企業の買収であることは明らか）。
- オーストラリアとニュージーランドとの貿易交渉を開始するマンデート案（交渉には EU 理事会の承認が必要）。
- バランスのとれた幅広いステークホルダーで構成された、EU 貿易協定に関する諮問グループを設立。
- 今後貿易交渉マンデート新提案を公表することへのコミットメント。
- 恒久的な多国間投資裁判所の設立に関する交渉を開始するマンデート案（交渉には EU 理事会の承認が必要）。

参照：欧州委員会の[プレスリリース 1](#)、[プレスリリース 2](#)、[プレスリリース 3](#)、[プレスリリース 4](#)と[ファクトシート](#)（2017年9月14日）、Trade Strategy の[コミュニケーション](#)（2017年9月13日）、欧州委員会のトレード[ウェブページ](#)、欧州委員会の[規則案](#)（2017年9月13日）、EurActiv の[記事](#)（2017年9月13日）、EU Observer の[記事 1](#)（2017年9月18日）と[記事 2](#)（2017年9月14日）

## (2) 日/EU 経済連携協定（EPA）

2017年9月14日、EU 理事会は日本と貿易協定を交渉するために欧州委員会に与えられるマンデートを公表する決定を下した。この決定は、今後の貿易交渉マンデートに関する新たな提案を公表する欧州委員会のコミットメントに即したものである（上記8.1項参照）。

参照：EU 理事会の[プレスリリース](#)（2017年9月14日）

## (3) 欧州委員会が外国企業向けの新貿易ヘルプデスクを開設

欧州委員会は、自社製品の EU への輸出を望む外国企業を支援するオンライン貿易ヘルプデスクを開設した。ヘルプデスクは、EU の規制、関税ルール、関税率に関する情報を提供する。

参照：欧州委員会の[プレスリリース](#)（2017年9月26日）、貿易ヘルプデスクの[ウェブページ](#)